

【参考 1】導入自治体の事例（国内）

課税団体	東京都	大阪府		京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
	2002年10月1日	2017年1月1日 条例施行時	2019年6月1日 改正条例施行	2018年10月1日	2019年4月1日	2019年11月1日	2020年4月1日	2020年4月1日	2020年4月1日	2023年4月1日
税率	一人一泊の宿泊料金	一人一泊の宿泊料金	一人一泊の宿泊料金	一人一泊の宿泊料金	一人一泊の宿泊料金	一人一泊または一部屋一泊の宿泊料金	一人一泊	一人一泊の宿泊料金	一人一泊	一人一泊の宿泊料金
	①10,000円以上 15,000円未満：100円 ②15,000円以上：200円	①10,000円以上 15,000円未満：100円 ②15,000円以上 20,000円未満：200円 ③20,000円以上：300円	①7,000円以上 15,000円未満：100円 ②15,000円以上 20,000円未満：200円 ③20,000円以上：300円	①20,000円未満：200円 ②20,000円以上 50,000円未満：500円 ③50,000円以上：1,000円	①20,000円未満：200円 ②20,000円以上：500円	2% ※各宿泊施設が宿泊料金の算定方法について選択	200円 ※福岡市内、北九州市内の宿泊施設は50円	①20,000円未満：150円 （+県税50円） ②20,000円以上：450円 （+県税50円）	150円（+県50円）	①10,000円未満：100円 ②10,000円以上 20,000円未満：200円 ③20,000円以上：500円
7,000円未満	非課税	非課税	非課税	200円	200円	※5,000円の場合 100円	200円	150円	150円	100円
7,000円以上 10,000円未満	非課税	非課税	100円	200円	200円	※7,000円の場合 140円	200円	150円	150円	100円
10,000円以上 15,000円未満	100円	100円	100円	200円	200円	※10,000円の場合 200円	200円	150円	150円	200円
15,000円以上 20,000円未満	200円	200円	200円	200円	200円	※15,000円の場合 300円	200円	150円	150円	200円
20,000円以上 50,000円未満	200円	300円	300円	500円	500円	※20,000円の場合 400円	200円	450円	150円	500円
50,000円以上	200円	300円	300円	1,000円	500円	※50,000円の場合 1,000円	200円	450円	150円	500円

※上記のほか、北海道札幌市、北海道ニセコ町、宮城県仙台市、千葉県浦安市、長野県、静岡県熱海市、愛知県常滑市、島根県松江市、沖縄県などで検討中

特別徴収義務者

旅館業又は住宅宿泊事業を営む方

使途

国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

課税免除

(1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者

(2) 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加しているもの及びその引率者

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

ウ 児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設

導入までの流れ

平成28年	3月	検討開始
	8月	検討委員会設置
平成29年	8月	検討委員会から京都市に答申の提出
	9月	市議会で京都市宿泊税条例案を提案 (審議の結果11月2日に議決)
平成30年	11月	総務大臣あて協議書を提出
	2月	総務大臣同意
	3月	京都市宿泊税条例を公布
	10月	宿泊税の課税を開始

徴収方法

特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）
原則として毎月末日までに納入

特別徴収義務者

- ・旅館業の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の届出をして事業を営む住宅

課税免除

金沢以北に住所のある被災された方の、令和6年1月2日以降の宿泊。

使途

- ア まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興
- イ 観光客の受入れ環境の充実
- ウ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興

導入までの流れ

- | | |
|----------|------------------|
| 平成28年11月 | 金沢経済同友会から提案 |
| 平成29年 5月 | 金沢市庁内プロジェクトで検討開始 |
| 8月 | 宿泊客受入環境調査の実施 |
| 平成30年11月 | 検討結果を公表 |
| | 宿泊事業団体、宿泊施設への説明 |
| 3月 | 金沢市宿泊税条例案可決 |
| | 総務大臣あて協議書を提出 |
| 6月 | 総務大臣同意 |
| 令和元年 4月 | 宿泊税の課税を開始 |

徴収方法

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月末日までに、宿泊施設ごとに申告及び納入を行う。

特別徴収義務者

倶知安町のホテル、旅館、民宿、ペンション、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる民泊）の方

課税免除

- ①小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率する教員
- ②倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生

使途

リゾートエリア・ニセコとして広域的（他町村と一緒に）に取り組み、リゾートエリアとして質を向上させ、観光客の満足度を上げる。

- ・域内交通網の整備
- ・羊蹄山・ニセコの環境保全
- ・安全・安心なリゾートの形成
- ・”観光インフラ”の整備（観光人材の育成を含む）
- ・新幹線を意識したまちづくり

導入までの流れ

平成27年 8 月	新しい財政確保に係るWGの設置
10月	WG開始
平成29年 6 月	宿泊税導入検討WG開始
7 月	北海道によるヒアリング
平成29年11月	倶知安町法定外税に係る有識者会議開始
平成30年 2 月	総務省との意見交換
平成30年 9 月	定例議会で倶知安町宿泊税条例を提案
12月	条例可決
平成31年 1 月	法定外目的税新設協議書提出
4 月	総務大臣同意
令和元年 5 月	倶知安町宿泊税条例の施行期日を定める規則公布(5月8日)

徴収方法

宿泊施設の経営者が、宿泊者から税金を預かり、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに倶知安町に申告して納める。

特別徴収義務者

旅館業(下宿営業除く)又は住宅宿泊事業の経営者等

課税免除

なし

用途

九州のゲートウェイ都市としての機能や観光の魅力をさらに高めるために活用

導入までの流れ

平成30年 9 月	福岡市観光振興条例」が可決・成立。
10月	福岡市宿泊税に関する調査検討委員会を設置
11月	報告書の提出。
令和元年 6 月	議会に宿泊税条例案を提出、可決・成立
令和元年11月	総務大臣同意

徴収方法

特別徴収義務者は、原則として1日から末日までの期間に係る宿泊税を翌月末日までに毎月申告納入。

特別徴収義務者

- ・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）を営む施設
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）を営む施設
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）を営む施設

課税免除

なし

使途

観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

導入までの流れ

- | | |
|------------|--|
| 令和元年 6 月 | 宿泊税導入に関する決議が可決
北九州市宿泊税に関する調査検討会議を設置
(4回の会議、事業者アンケート調査、パブリックコメント) |
| 9 月 | 議会に「北九州市宿泊税条例案」を上程
可決・成立。 |
| 11 月 | 総務大臣同意
条例を公布 |
| 令和 2 年 4 月 | 施行 |

徴収方法

特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は、宿泊者から宿泊税を徴収し、原則として、毎月1日から末日までの期間に係る宿泊税を翌月末日までに、申告納入。

特別徴収義務者

- ・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）を営む施設
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）を営む施設
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）を営む施設

課税免除

- 1 修学旅行その他学校行事に参加・引率する者
- 2 その他市長が認める者

用途

観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

導入までの流れ

- | | |
|---------|--------------------------|
| 令和元年10月 | 長崎市宿泊税検討委員会を設置 |
| 令和2年9月 | 宿泊税の使途、課税要件、基金の設置等について提言 |
| 令和4年3月 | 条例可決 |

徴収方法

毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入
（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）

【参考2】導入自治体の事例（国外）

国・自治体名	ハワイ (アメリカ)	バルセロナ (スペイン)	パリ (フランス)	ヴェネツィア (イタリア)	ブータン	バリ島 (インドネシア)
税名称	宿泊税	観光施設滞在税	観光税	宿泊税 日帰り観光税	持続可能開発費	バリ島観光税
徴収対象	宿泊する観光客	宿泊する観光客	宿泊する観光客	宿泊する観光客 日帰り観光客	観光客全般	観光客全般
税率等	1人1泊あたり ▼州税 宿泊料金の10.25% ▼郡税 宿泊料金の3%	1人1泊あたり ▼州税(宿泊環境別) ホテル: 4つ星:1.70ユーロ 5つ星:3.50ユーロ 賃貸住宅(AirBnB):2.25ユーロ クルーズ船: 滞在時間12時間未満:3ユーロ 滞在時間12時間超:2ユーロ ▼市税(定額) 2.75ユーロ 3.25ユーロ	1人1泊あたり 5つ星 14.95ユーロ 4つ星 10.73ユーロ 3つ星 8.13ユーロ 2つ星 5.20ユーロ 1つ星 3.25ユーロ	1人1泊あたり 1~5ユーロ 税額はホテルの地域、ホテルの星の数、 ハイ・ローシーズンにより変動 ▼日帰り観光税 5ユーロ(ハイシーズンのみ)	1人1泊あたり 200ドル 景気回復刺激策 半額キャンペーン 200ドル⇒100ドルに減少 半額キャンペーンは2027.9まで続く	入国税 入国時に10ドルを支払う
用途	一般財源として活用(鉄道事業等にも使われている)	・市の文化財の修復 ・観光シーズンの夏、観光客による住民への迷惑の補償 ・清掃や警備にかかる市営サービスの追加費用の補填 ・観光施設の改善	観光客の到着や自然地域の保護に関連する費用を賄えるようにすることで、観光の発展と促進に貢献することを目的としている。	・観光サービスの維持 ・文化財の保護 ・オーバーツーリズム回避	・文化と文化財の保全 ・環境保護 ・社会プログラムの推進	・文化財の保護 ・自然環境の保護 ・観光体験の向上
為替レート (2024.7.8現在)	1ドル=161.77円 1ユーロ=175.47円					

【参考3】 法定外税の新設の手続き（総務省HPより）

